

令和2年5月13日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

社会・経済活動の再開に向けた今後の保育所等の対応について(お知らせ)

「緊急事態宣言」や「特定警戒都道府県」の指定延長により、保護者の皆様には、引き続き、受け入れの制限にご協力いただいているところです。皆様のご協力が保育所等における新型コロナウイルス感染リスクの低減につながっており、心より感謝申し上げます。

今後は、ワクチンや治療方法が確立されるまでの期間、新型コロナウイルス感染症と共存しながら「新しい生活様式」を実践することが求められています。しかしながら、保育所等は、いわゆる「3密」を避けられない施設であることや、子どもが感染すると重篤となる症例が報告されていることから、引き続きの感染防止対策が重要となります。

そのような中、「緊急事態宣言」の指定解除も想定しながら、予想される社会・経済活動の段階的な再開に伴い、保育所等の受け入れ制限を緩和することも必要となつてまいります。

つきましては、今後の保育所等の受け入れに関しては、下記のような取組みを実施する予定です。お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染状況に変化(感染の拡大の兆候等)があった場合には、速やかにこれまでの「受け入れ制限」等を行います。

保護者の皆様やお子さんにも、多大なご負担をおかけすることになりますが、安全で安心な保育のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 お子さんの心とからだの負担を軽減するために、段階的に受け入れを再開します。

- ① 現時点で、緊急事態宣言の期間は5月31日(日)までとなっておりますが、5月18日(月)から、3歳未満児は慣らし保育(半日保育等)を当分の間行います。

※ 慣らし保育の詳細については、各保育所等に個別にご確認をお願いします。

- ② また、5月25日(月)から、3歳以上のお子さんの受け入れ制限を緩和いたします。

※ 各保育所等の実情や年齢に応じ、慣らし保育のご協力をお願いします。

2 可能な限り、出席人数を低減する取組みを行います。

- ① 保護者の皆様の勤務状況(保育が必要な日や時間帯)を再確認させていただき、お子さんの登園日数や時間帯を最小限にします。
- ② 「育児休業取得中の継続利用(5歳児除く)」である場合は、できる限り、家庭保育をお願いいたします(在籍扱いとします)。
- ③ 各保育所等から月2回程度、勤務の状況について書類等で確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

※ 上記の①②の以外の場合にも、引き続き、極力家庭保育にご協力をお願いいたします。

3 感染防止対策を徹底します。

- ① 「新しい生活様式」に対応した、保護者の方など外部からの感染防止対策を徹底します。
 - ・ 原則として、各保育所等が指定する場所(玄関等)までの送迎とさせていただきます。このため、朝夕の送迎が集中する時間帯には、お子さんの受け入れ等に時間を要することをご了承ください。
 - ・ ご家族に1人でも体調不良の方がいらっしゃる場合は、お子さんの登園はできません。
 - ・ 引き続き、ご家族全員の検温、手洗い等、感染防止対策を徹底してください。
- ② 引き続き、保育所等の施設内における感染防止対策を行います。
- ③ 運動会等の各種行事は、原則、中止とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

子ども家庭局

保育所等 (保育課 582-2412)

幼稚園・認定こども園 (幼稚園・こども園課 582-2550)